

能代市物品等応募型指名競争入札の参加者の募集について

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する

1	発注番号	第2-116号
2	公募日	令和8年8月24日
3	契約担当者	能代市長 鍋谷 暁
4	件名	能代市本庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託
5	業務場所	能代市上町1番3号 能代市本庁舎
6	履行期間	令和8年10月1日～令和11年9月30日(長期継続契約)
7	当該業務の主管課	総務部 総務課 電 話 番 号 0185-89-2113 ファクシミリ番号 0185-89-1762
8	物品又は委託の種別	委託(単価入札)
9	主な仕様(概要)	自家用電気工作物の保安管理業務 ※設計、仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています
10	入札参加資格要件	入札に参加する者に必要な要件は、応募型指名競争入札基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること (1) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿に登載されていること。 (2) 令和8・9年能代市物品等指名競争入札等参加資格申請において「①指名競争入札及び随意契約」で申請している者であること (3) 秋田県内に契約の締結できる営業所を有していること (4) 国、秋田県及び本市の指名停止期間中でないこと。 (5) 電気事業法施行規則第52条の2で定める要件を満たしている者であること
11	入札に関する注意事項	入札は単価入札(1ヵ月あたりの税抜き金額)とする
12	入札予定日	令和8年9月4日 (金) 午後1時40分 入札までのスケジュールは別紙のとおり
13	入札の場所	能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室
14	その他	(1) 応募型指名競争入札基本事項のとおり (2) 参加申込書に10(5)の資格を有していることを証する書類(写し可)を添付すること。 (3) 本入札に係る契約は地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定に基づく長期継続契約であり、この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除することができるものとする

入札スケジュール 件 名：能代市本庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託

	手続等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
1	設計図書等の閲覧・貸出	令和8年8月24日（月） 正午から 令和8年8月26日（水） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問の受付	令和8年8月24日（月） 正午から 令和8年8月26日（水） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項2のとおり 提出先:業務主管課
3	申込書類の受付	令和8年8月24日（月） 正午から 令和8年8月28日（金） 午後5時まで(閉庁日を除く)	基本事項3のとおり
4	設計図書等に対する質問への回答	令和8年8月28日（金） 午前9時までに回答書を作成し、供覧	基本事項2のとおり
5	指名通知・非指名通知	令和8年9月1日（火）	基本事項4のとおり
6	入札予定	令和8年9月4日（金） 午後1時40分 会 場：能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室	基本事項5のとおり

物品等応募型指名競争入札参加申込書

令和 年 月 日

能代市長 鍋 谷 暁 様

住 所
申込者 商号又は名称
代表者氏名
(名簿登載番号)

次の物品及び委託等に係る応募型指名競争入札に参加したいので、申し込みます。
なお、公募に示された入札に参加する者に必要な要件(指名停止を受けていないこと等)を満たし、地方自治法施行令第167条の4(ただし、第2項は他の地方公共団体に限る)に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

発 注 番 号	第2-116号			
物 品 (業 務) 名	能代市本庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託			
本 入 札 に 関 す る 連 絡 先	担 当 者 名			
	電 話 番 号		F A X 番 号	

入 札 書 (第 回)

令和 年 月 日

能代市長 鍋 谷 暁 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて入札します。

記

件 名	能代市本庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託
入 札 金 額	1 ヲ月あたりヾ
入 札 保 証 金	能代市財務規則第 1 1 2 条第 1 項第 3 号により免除
備 考	

応募型指名競争入札基本事項（物品・委託等）

- 1 入札に参加する者に必要な要件
 - (1) 本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名簿という。）に登録されている者であること。
 - (2) 入札参加申込期限の日から落札決定の日までの間において、国、秋田県及び本市の指名停止措置を受けていないこと。
※落札決定の日は、入札日をいう。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。
- 2 仕様書等に関すること。
 - (1) 仕様書等の閲覧及び貸出しは次によるものとする。

ア 閲覧又は貸出場所	能代市総務部契約検査課
イ 閲覧又は貸出時間	4時間以内
ウ その他	設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。
 - (2) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

ア 質問方法	簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。
イ 提出先	物品・委託等の業務主管課
 - (3) 質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。
- 3 入札参加申込等に関すること。
 - (1) 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、能代市物品等応募型指名競争入札参加申込書を市長に提出すること。
 - (2) 申込書類の入手方法

ア 交付場所	能代市総務部契約検査課
電話番号	0185-89-2222
※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。	
イ 交付費用	無料
 - (3) 申込書類の作成
申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを遵守すること。
 - (4) 申込書類の提出及び受付

ア 提出方法	持参又は書留郵便によること。
イ 提出先	能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課
 - (5) 入札参加の辞退
入札参加申込書等を提出した者は、当該申込書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、入札前にあつては入札辞退届を、入札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。
- 4 指名通知等
 - (1) 指名通知
申込書類の確認の結果、適当と認めた者に対しては、ファクシミリにより通知する。
 - (2) 非指名通知
申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、能代市物品等応募型指名競争入札

非指名通知書により、理由を付して通知する。

※ 上記（１）又は（２）の通知が入札予定日の２日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課に問い合わせること。

5 入札、落札決定に関する注意事項

- （１）能代市財務規則（以下「規則」という。）、能代市物品等入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- （２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約予定金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- （３）入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので、１枚（１回分）とする。（ただし、原則として再度入札には参加できないものとする）
- （４）入札に参加しようとする者が、入札参加資格確認の日から落札決定の日までの間に、入札に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は入札に参加することができない。既に入札書を提出している場合、その入札書は無効とする。
- （５）落札決定から契約締結までの間において、落札者が１に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

6 契約の締結に関すること

- （１）契約締結時期は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して７日以内とする。
- （２）契約保証金については、規則第１２７条の規定による。

7 その他必要な事項

- （１）申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- （２）提出された申込書類は返却しない。
- （３）申込書類の審査基準日は、入札参加申込期限の日とする。
※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格申請書を提出しなければならない。
- （４）履行（納入）期限は、事情により変更することがある。
- （５）契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から３０日以内に支払う。

※測量士等（所得税法第２０４条第１項第２号に掲げるもの）の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。

- （６）申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課

電話番号 ０１８５－８９－２２２２

ファクシミリ番号 ０１８５－５４－６４６０

設計書

能代市本庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託

一金 円也(月額)

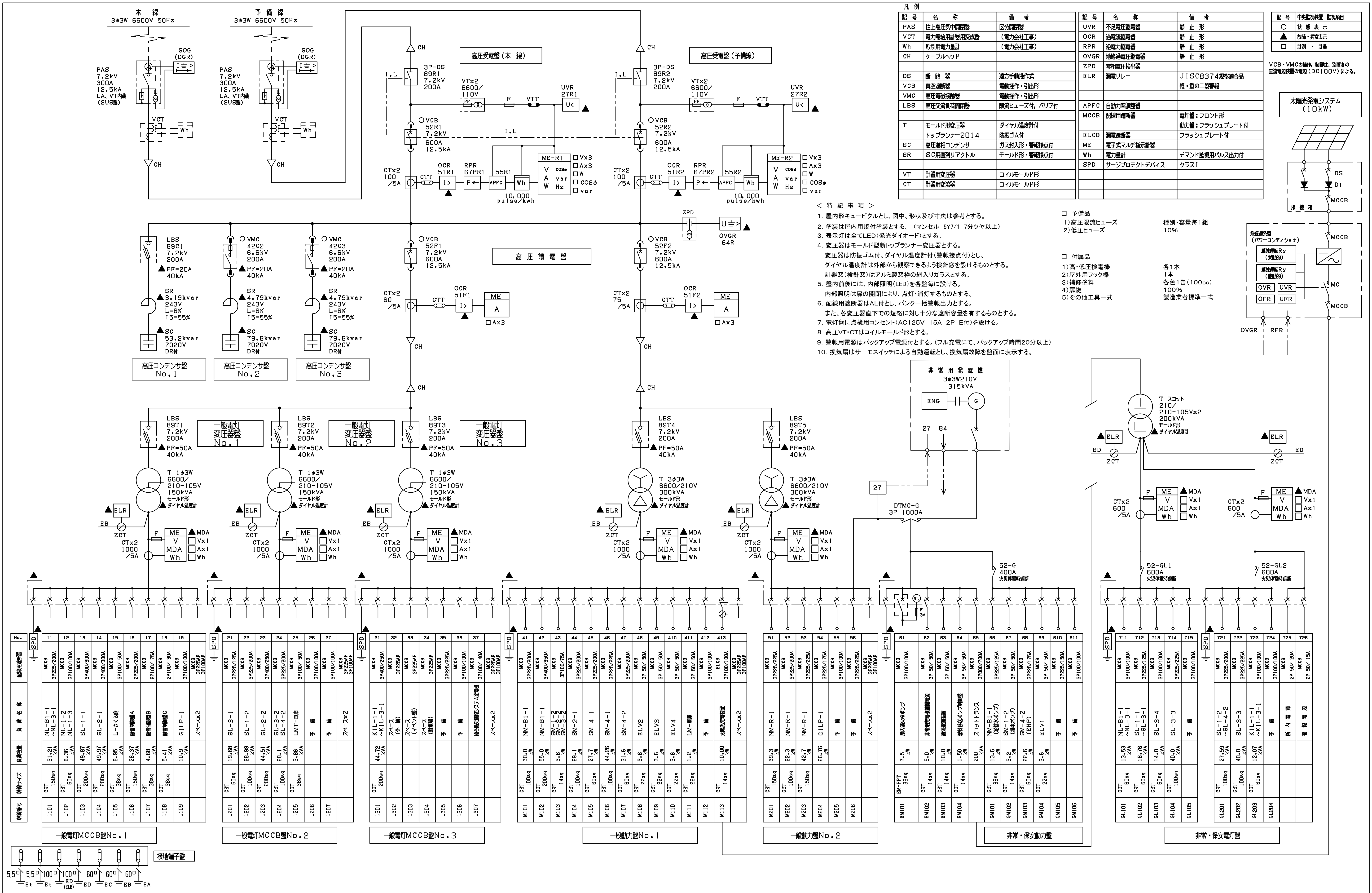
円也(月額)

委託期間 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで(長期継続契約)

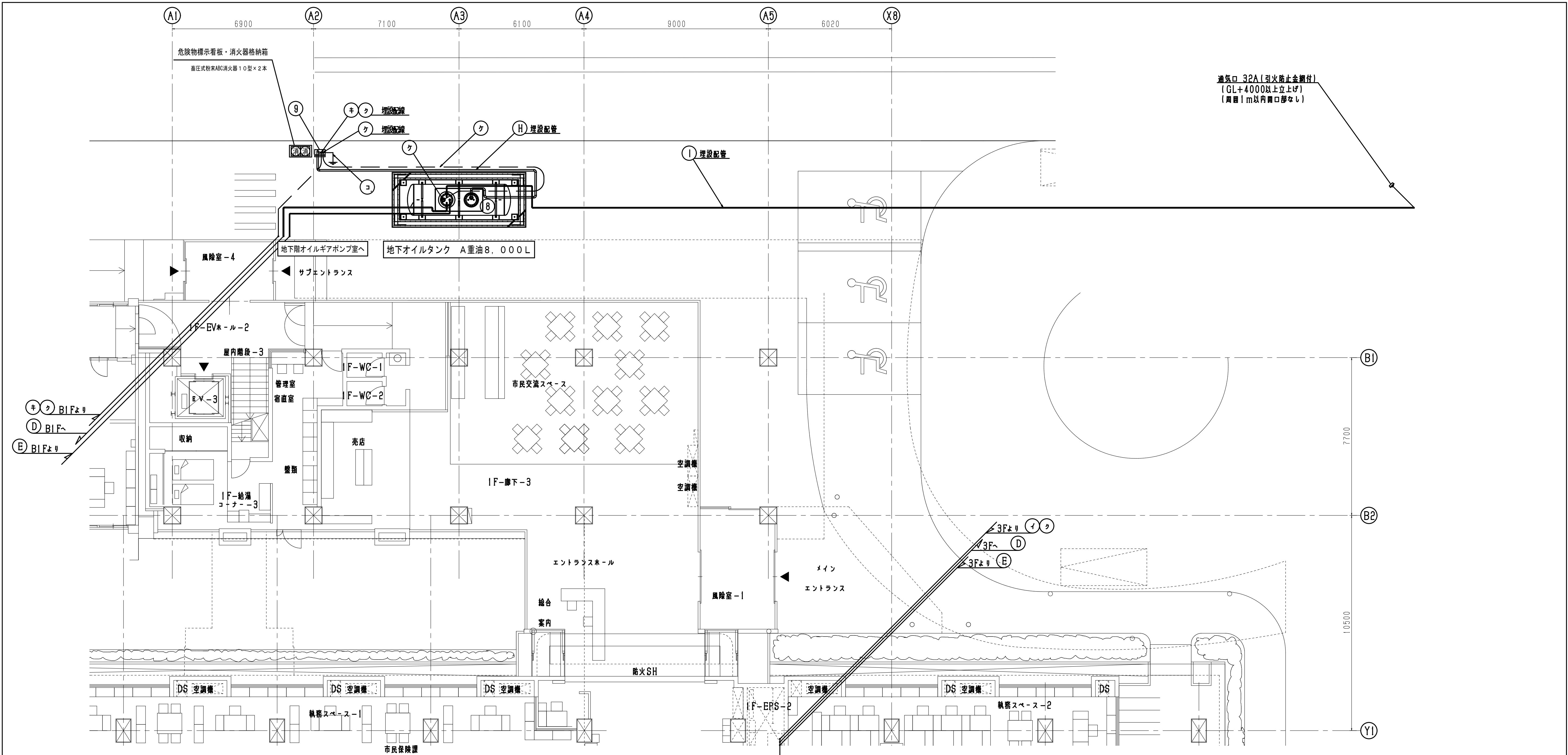
細 目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
自家用電気工作物の保安管理業務	(月額)	1	式			
非常用予備発電設備	(月額)	1	式			
計						
消費税						
合計						

能代市本庁舎自家用電気工作物保安管理業務仕様書

- 1 業務名
能代市本庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託
- 2 場所
能代市上町1番3号 能代市本庁舎
- 3 履行期間
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで（36ヶ月）
（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）
- 4 支払方法
前払いによる割引がある場合は、履行期間中の年度毎に一括前払いによる支払いを可とする。
- 5 保安管理対象となる自家用電気工作物
 - （1）需要設備：容量 1,050kVA、電圧 6,600V
 - （2）非常用予備発電装置：容量 315kVA、電圧 210V
- 6 業務の内容
受注者は、電気事業法等関係法令を遵守し、自家用電気工作物の保安管理業務を次のとおり行うものとする。
 - （1）定例的に行う点検の頻度は次のとおりとし、巡視、点検、測定及び試験の結果、経済産業省令で定める技術基準に適合しない事項又は適合しない恐れがあるときは、必要な指導、助言を行う。
 - ①月次点検：需要設備2か月1回
 - ②年次点検：毎年1回
 - ③臨時点検：必要の都度
 - （2）電気工作物に事故が発生し、又は発生する恐れがある場合は、応急措置等を指導するとともに、事故原因の究明に協力し、再発防止についてとるべき措置を指導、助言するほか、必要に応じ臨時点検を行い、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指導を行う。
なお、電気事故等については、第三種電気主任技術者免状以上を有する者が最低2名以上対応することとし、速やかに復旧処置等を行うこと。
 - （3）電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行う。
 - （4）低圧電路の状態監視業務
 - ①受注者は低圧電路の絶縁状態を常時監視し、異常の場合、自動的に受注者に通報する装置（以下「絶縁常時監視装置」という。）を設置するものとする。
 - ②絶縁常時監視装置は、受注者の所有とし、装置の設置、撤去及び保守等に要する費用は、本業務に含むものとする。
 - ③受注者は、絶縁常時監視装置からの警報を自動受信した場合、電気工作物の状態を確かめるとともに、必要に応じて速やかに電気工作物の点検を行うなど適切な措置を講じるものとする。



特記			環境デザイン・環設計・ライフ共同企業体	〒106-0032 東京都港区六本木5丁目12番22号永坂ビル	株式会社 KAP 〒151-0093 東京都港区代々木3-1-1 YKD代々木ビル3階 tel 03-5302-2661 / fax 03-5302-2670 一級建築士事務所 東京都知事登録 第53306号 一級建築士 大臣登録 第272618号 構造設計一級建築士 第2508号 棚野康則	印	工事名称	作成年月日
							能代市庁舎整備事業 新庁舎 高圧受変電設備工事	平成28年 9月30日
			一級建築士事務所 東京都知事登録 第9955号 telephone 03-5575-7171		株式会社 建築設備設計研究所 〒105-0901 東京都港区六本木3-1-1 YKD代々木ビル5階 tel 03-6891-1201 / fax 03-3595-6512 一級建築士事務所 東京都知事登録 第22614号 一級建築士 大臣登録 第216692号 設備設計一級建築士 第2080号	印	図面名称	縮 尺 図面番号
			一級建築士建設大臣登録 第48156号 齋藤 義 facsimile 03-5575-7179	印	受変電設備 単線結線図		N. S (A1) N. S (A3)	E-002



機器表

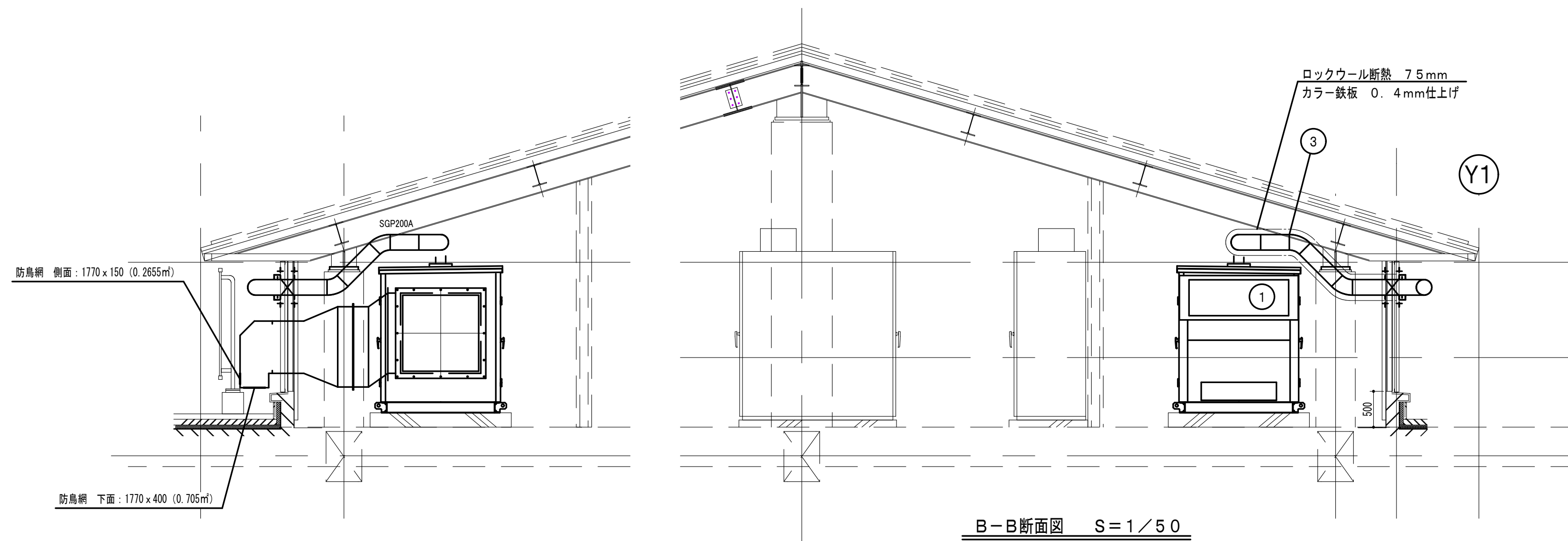
番号	名 称	数 量	備 考	重 量
1	ディーゼル発電装置	1	315kVA・50Hz・200V・105dB(A)※	静荷重 約 4650kg 動荷重 約 7414kg
2	排気消音器	1	105dB(A)	約 120kg
3	排気管	1	SGP 200A	-
4	燃料小出槽	1	950L(A重油)	満油時 約 1188kg
5	給気フード	1	SUS	-
6	排風ダクト	1	φ1160	-
7	排風フード	1	SUS	-
8	地下燃料タンク	1	8000L(A重油)	満油時 約 8375kg
9	給油ボックス(自立型)	1	65A・油面計・ローリーアース	約 120kg
10	燃料移送ポンプ	2	0.75kW	約 39kg
11	ポンプ制御盤	1		約 40kg

配線表

番号	ケーブル用途	ケーブルサイズ	自	至
ア	燃料移送ポンプ運転信号・油面低下警報用	EM-CEE 2.0sq-6c	①ディーゼル発電装置	③燃料小出槽
イ	燃料油最低油量警報・故障信号	EM-CEE 2.0sq-4c	①ディーゼル発電装置	③燃料小出槽
ウ				
エ	箱機電源	EM-CET 14sq-3c	支給電源	⑪ポンプ制御盤
カ	燃料移送ポンプ電源 3φ AC200V 0.75kW	EM-CE 3.5sq-4c×2	⑪ポンプ制御盤	⑩燃料移送ポンプ
キ	油面計電源	EM-CE 2.0sq-2c	⑪ポンプ制御盤	⑨給油口ボックス
ク	地下燃料タンク油面警報信号	EM-CEE 2.0sq-2c	①ディーゼル発電装置	⑨給油口ボックス
ケ	地下燃料タンク油面信号	EM-CEES 2.0sq-3c	⑧給油口ボックス	⑧地下燃料タンク
コ	ローリーアース	EM-IE 3.5sq	⑧給油口ボックス	アース

配管表

記号	管 名 称	材 質	口 径	備 考
A	燃料入口管	SGP	15A	
B	燃料戻り管	SGP	15A	
C	通気管	SGP	32A	燃料小出槽用
D	燃料移送管	SGP	25A	
E	燃料送油管	SGP	40A	
F	汲上げ管	SGP	20A	
G	ドレン管	SGP	25A	
H	給油管	SGP	65A	
I	通気管	SGP	32A	地下燃料タンク用



※ 4 方向エルギ—平均

機側1m、高サ1.2m 半自由音場下による

配管表

記 号	管 名 称	材 質	口 径	備 考
A	燃料入口管	SGP	15A	
B	燃料戻り管	SGP	15A	
C	通気管	SGP	32A	燃料小出槽用
D	燃料移送管	SGP	25A	
E	燃料返油管	SGP	40A	
F	汲上げ管	SGP	20A	
G	ドレン管	SGP	25A	
H	給油管	SGP	65A	
I	通気管	SGP	32A	地下燃料タンク用

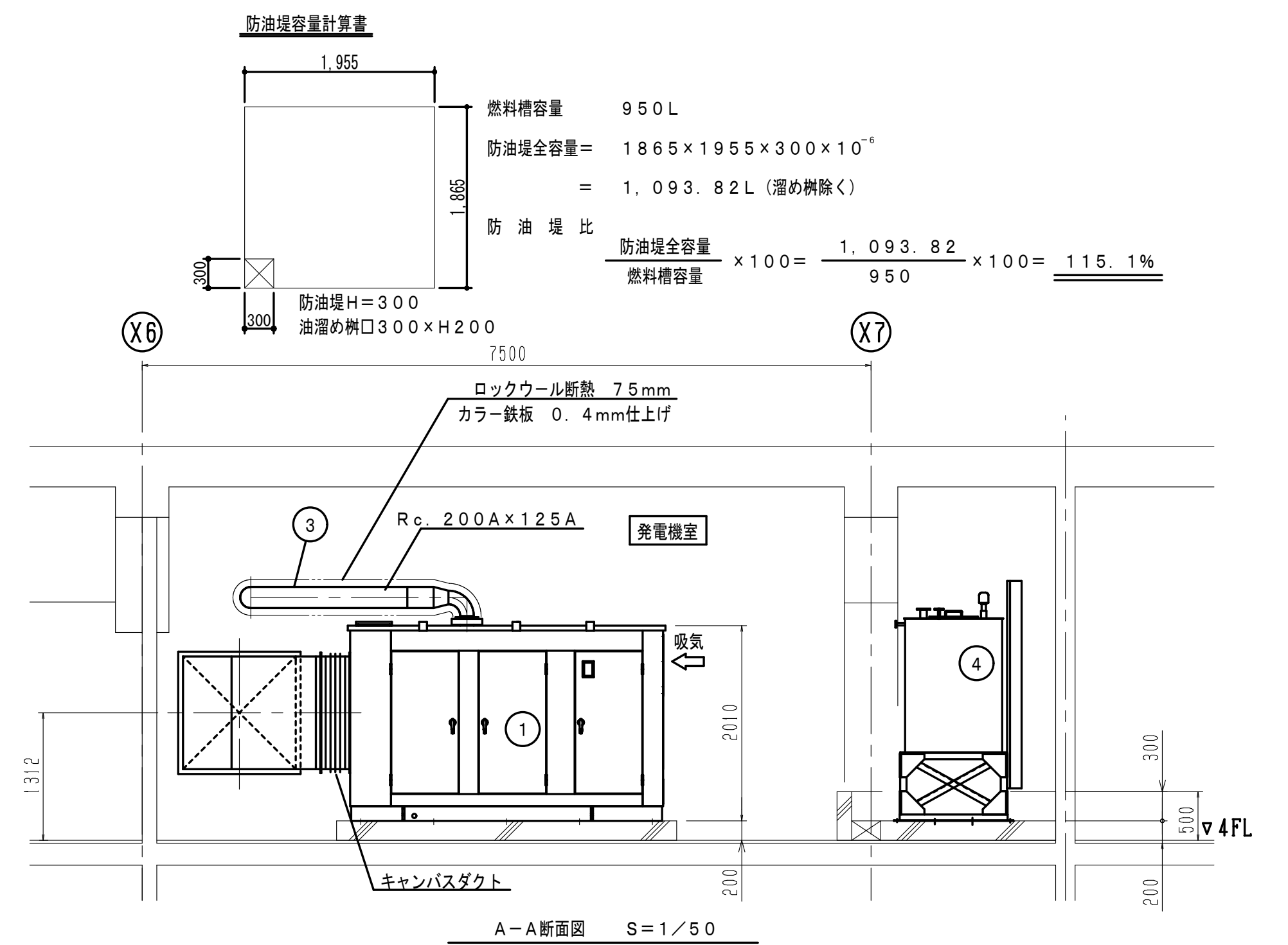
発電機室必要給水量

596.6 m³/min

ラジエータ排風量

570.0 m³/min

番 号	ケーブル用途	ケーブルサイズ	自	至
ア	燃料移送ポンプ運転信号・油面低下警報用	EM-C-EE 2.0sq-6c	① ディーゼル発電装置	③ 燃料小出槽
イ	燃料油最低油量警報	EM-C-EE 2.0sq-2c	① "	③ 燃料小出槽
ウ	燃料移送ポンプ運転信号	EM-C-EE 2.0sq-2c	① "	①① ボンプ制御盤
エ	燃料移送ポンプ故障信号	EM-C-EE 2.0sq-2c	① ディーゼル発電装置	①① "
オ	補機電源	EM-C-E 3.5sq-4c	支給電源	①① ボンプ制御盤
カ	燃料移送ポンプ電源 3φ AC200V 0.75kW	EM-C-E 3.5sq-4c×2	①① ボンプ制御盤	①② 燃料移送ポンプ
キ	油面計電源	EM-C-E 2.0sq-2c	①① ボンプ制御盤	⑨ 給油口ボックス
ク	地下燃料タンク油面警報信号	EM-C-EE 2.0sq-4c	① ディーゼル発電装置	⑨ 給油口ボックス
ケ	地下燃料タンク油面信号	EM-C-EE S 2.0sq-3c	⑨ 給油口ボックス	⑧ 地下燃料タンク
コ	ローリーアース	EM-I-E 3.5sq	⑨ 給油口ボックス	アース

[illegible]